**共同企業体入札参加資格確認申請書**

令和　　年　　月　　日

　沖 縄 県 知 事　　殿

　　　　　　　　　○○○・○○○・○○○共同企業体

代表幹事　住　所 ○○県○○市○○番

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称 ○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名 ○○○○　　　印

　　　　　　　　　構成員　　住　所 ○○県○○市○○番

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称 ○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名 ○○○○　　　印

　　　　　　　　　構成員　　住　所 ○○県○○市○○番

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称 ○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名 ○○○○　　　印

　今般、連帯責任により○○を代表幹事会社とする○○○・○○○・○○○共同企業体を結成し、

当共同企業体により沖縄県が実施する全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。）契約に係る一般競争入札に参加したいので、別紙書類を添付のうえ共同企業体入札参加資格の確認を申請します。

　なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

共同企業体協定書（例）

（目的）

第１条　当共同企業体は、沖縄県の発注に係る全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びア　プリケーションソフトの賃貸借（設置・設定業務を含む。「以下、本賃貸借」という。））についての事業（以下、「本事業」という。）を協働連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○○○共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第３条　当共同企業体の構成員は次のとおりとする。

　　　　　住　　　　所

商号又は名称

　　　　　住　　　　所

商号又は名称

　　　　　住　　　　所

商号又は名称

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　年　月　日に成立し、本賃貸借契約の履行期間満了となる令和11年８月31日までは解散することができない。

２　本賃貸借に係る入札において落札に至らなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、当該賃貸借に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（代表幹事の名称）

第５条　当企業体は、○○○を代表幹事とする。

（代表幹事の権限）

第６条　当企業体の代表幹事は、本事業に関し、当企業体の代表としてその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに賃借料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資比率）

第７条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。

　　　　　株式会社　　　　　　　％

　　　　　株式会社　　　　　　　％

　　　　　株式会社　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価等を参酌のうえ構成員が協議して評価するもの　とする。

（運営委員会）

第８条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本賃貸借契約の履行にあたるものとする。

（構成員の責任）

第９条　各構成員は、本賃貸借契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第10条　当企業体の取引金融機関は○○○とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（利益配分及び欠損事項）

第11条　利益及び欠損は、原則として第７条に規定する出資の割合によりそれぞれの構成員に分配し、または構成員が負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（本賃貸借契約期間中における構成員の脱退に対する措置）

第13条　構成員は発注者及び構成員全員の承諾がなければ、本賃貸借契約の履行満了となる令和11年８月31日までは脱退することができない。

２　構成員のうち本賃貸借契約期間中に前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が協働連帯して本賃貸借契約を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第７条に規定する割合に加えるものとする。

（構成員の除名）

第14条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、本賃貸借契約期間中に重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の規定により構成員が除名された場合においては、前条２項及び第３項を準用する。

（賃貸借契約期間中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第15条　構成員のうちいずれかが賃貸借契約期間中において破産又は解散した場合においては、第13条第２項及び第３項を準用するものとする。

（代表幹事の変更）

第16条　代表幹事会社が脱退もしくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表幹事に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表幹事とすることができるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第17条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　外　　社は、上記のとおり○○○共同企業体協定書を締結したので、その証拠してこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代 　表 　者　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代 　表 　者　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代 　表 　者　　　　　　　　　　　　　　印